

山形県スキー連盟慶弔に関する内規

平成22年7月制定
平成27年10月改正

(目 的)

第1条 山形県スキー連盟（以下「連盟」という。）の慶弔を定めることを目的とする。

(慶 弔)

第2条 連盟の慶弔は、次のとおりとする。

- (1) 全日本スキー連盟及び加盟団体主催の記念行事には、出席者1人当たり金10,000円の祝い金と祝電を贈る。ただし、出席者は2名以内を原則とする。
- (2) 連盟の所属団体の記念式典には、金10,000円の祝い金と祝電を贈る。
- (3) 連盟の所属団体の代表者が死亡したときには、金10,000円の弔慰金と弔電を送る
- (4) 連盟の役員（以下「役員」という。）が死亡したときは金5,000円の弔慰金と弔電を送る。
- (5) 役員と同居する者が死亡したときは弔電を送る。

2 前条の規定によりがたい場合は、別途協議して定める。

(内規の改廃)

第3条 この内規の改廃は、理事会で決定する。